

## [事案 2024-269] 入院給付金支払請求

・令和7年11月5日 裁定終了

### <事案の概要>

約款の支払事由に該当しないことを理由に、入院給付金が支払われなかったことを不服として、入院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

令和5年12月から令和6年4月までの間、外傷性頸部症候群により入院したため、令和2年1月に契約した医療保険にもとづき入院給付金を請求したところ、約款の支払事由に該当しないことを理由に入院給付金が支払われなかった。しかし、以下の理由により、入院給付金を支払ってほしい。

- (1)入院の当初から日常の食事や洗面等において、非常に不便な状況で過ごしており、入院中のリハビリ等で改善していった。自分は一人暮らしであり、自宅からの通院治療では生活を維持することは困難であった。
- (2)入院患者と通院患者では病院のリハビリのメニューも異なるため、主治医が入院が相当である旨の判断をした。
- (3)入院中に外出したのは、病院では処方できない持病薬があり、その事情を病院に説明して、許可を受けて外出したというやむを得ない理由があつてのことである。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)入院当初から退院時まで、申立人の疼痛は自制内であり、日常生活動作は自立していた。
- (2)入院中の治療はトリガーポイント注射とリハビリテーションであり、入院しなければできない治療は行われていなかった。また、申立人は、独歩により入院しており、歩行障害等の通院が困難な状態ではなかった。
- (3)当社が実施した病院への事実確認では、申立人に神経学的異常はなく、画像所見の異常の指摘もないことが判明している。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理を行った。なお、申立人が希望しなかったため、事情聴取は行わなかった。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。